

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

1. 日時

平成30年7月24日（火）～7月25日（水）

2. 目的

中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

3. 視察委員

鎌田会長、大塚会長代理、明石委員、樫見委員、中田委員

4. 視察先

○24日（火）

川俣町 とんやの郷、カミノ製作所を視察。

川俣町役場において、佐藤町長等と意見交換。

飯舘村 まいでい館、飯舘村立草野・飯樋・臼石小学校及び飯舘中学校を視察。

飯舘村役場において、菅野村長等と意見交換。

○25日（水）

小野田病院（南相馬市）にて菊池院長等と意見交換。

双葉町 中間貯蔵施設、双葉駅周辺を視察。

双葉コミュニティセンターにおいて、伊澤町長等と意見交換。

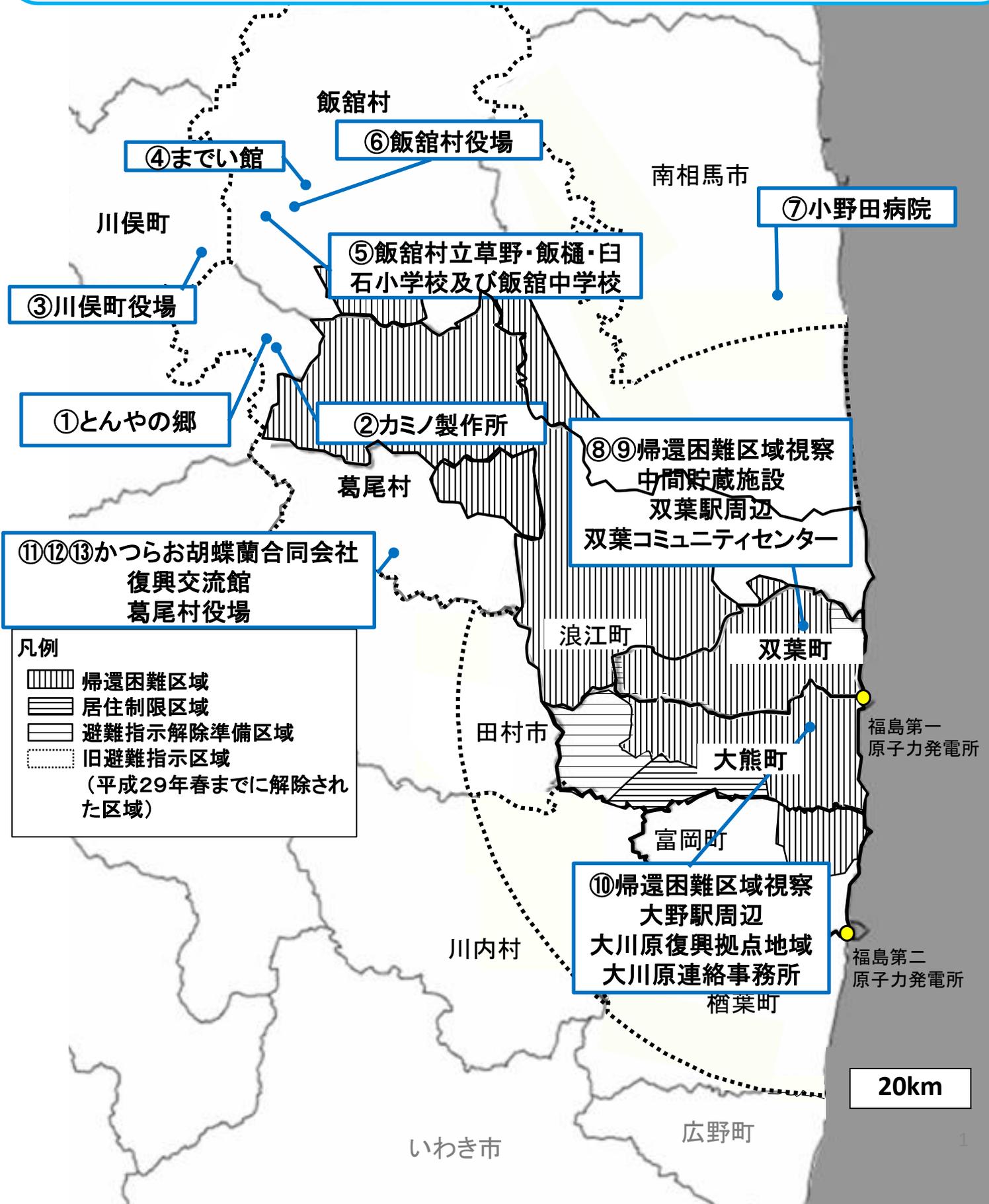
大熊町 大野駅周辺、大川原復興拠点地域を視察。

大川原連絡事務所において、渡辺町長等と意見交換。

葛尾村 かつらお胡蝶蘭合同会社、復興交流館を視察。

葛尾村役場において、篠木村長等と意見交換。

原子力損害賠償紛争審査会現地視察行程 (川俣町、飯館村、双葉町、大熊町、葛尾村)



原子力損害賠償紛争審査会
会長 鎌田 薫 様

中間指針の改定を 求める要望書

平成30年7月24日

福島県伊達郡川俣町長

佐藤金正



川俣町は、平成29年3月31日に山木屋地区の避難指示の解除がなされ、山木屋地区をはじめ町内全域において、復興に向けた各種事業を進めております。

しかしながら、山木屋地区における居住状況は、原発事故前と比較して世帯では約38%、人数では4分の1と激減し、しかもそのほとんどが高齢者といった大変深刻な状況となっていることから、公共施設の運営や地域コミュニティの維持に大きな支障をきたしております。

山木屋地区の生活圏等の除染は平成27年末に終え、帰還環境整備事業における一定の進捗がみられるものの、今後の復興への道程はかなり険しいものとなっています。

さらに、山木屋地区以外の川俣町内からの自主避難者に至っては、ほとんど横這いであり、深刻な状況が続いています。

そのような中、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）においては、中間指針に従う姿勢が薄れている印象があります。原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）での和解仲介手続（以下「ADR」という。）において示された和解案の拒否などが続き、指針を理由にしているケースもあります。

特に集団によるADRの申立てにあっては、相当な時間をかけても解決に至っていない状況が伝えられています。

東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第45条に基づき作成した緊急特別事業計画（平成23年10月28日策定）において、「5つのお約束」のひとつとして「和解仲介案の尊重」を記載しています。加えて、平成26年1月15日に、「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）」を表明しています。その誓いのひとつに、「和解仲介案の尊重」を掲げ、「紛争審査会の下でADRを実施する機関であるセンターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む」として、ADRへ真摯に対応しようとする姿勢を示しています。

しかし、東京電力は、中間指針に明記されていないものへの賠償については、積極的な対応を行わず、前述したように中間指針を賠償しない根拠としています。

これらのことから、東京電力が自ら掲げた方針に反して、賠償の推進を滞らせていることを憂慮し、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 住民が被った精神的苦痛のコミュニティの崩壊及び平穏な生活環境、自然環境の喪失等による損害を、賠償すべきものとして、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示されること。
- 2 避難指示等による区域は、賠償による絶対的な基準ではなく、区域の内外に関わらず等しく損害が生じている場合には、等しく賠償すべきものとして、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示されること。
- 3 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「中間指針」への反映によって確実かつ迅速に賠償されるべきものであることから、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示されること。

原子力損害賠償紛争審査会
会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償紛争審査会
の今後の審議に向けた
要 望 書

平成30年7月25日

福島県双葉町長 伊澤 史朗



原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

双葉町が、東日本大震災及び原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、約7年4カ月が経過しました。

町では、平成29年9月に国から「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受けたところであり、町の復旧・復興の一層の加速化を図っている今もなお、全町民が不自由な避難生活を強いられております。

その損害に対しては、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等に基づいて賠償がなされておりますが、未だ事故の収束や生活再建の見通しが立っておらず、避難生活の長期化とともに、その被害実態が多様化しているにもかかわらず、国及び東京電力ホールディングス(株)はその中間指針を厳格化し、他の避難指示解除地域と同様に賠償の打ち切りや賠償範囲の縮小等、町民の被害実態を軽視した運用をしているため、町としては、賠償範囲の最小限の基準である指針の在り方、さらには、これまでの審査会の消極的な姿勢に強い憤りを感じております。

このことから、被害者一人ひとりの被害実態に即した賠償等が確実になされ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、以下の事項について、審査会として確実に取り組むことを強く要請いたします。

記

1. 指針の適時適切な見直し

審査会において、平成25年12月の中間指針第四次追補の策定以降、最小限の改定はなされたものの、指針が真に被害者の実態に寄り添った賠償の範囲を示したものとなっているのか、被害者の声に真摯に耳を傾け、真剣にその検証や審議がなされてきたとは考えにくい。委員一人ひとりが指針の在り方、さらには審査会としての責務を改めて認識し、被害者が今後の生活再建等を確実に果たせるよう実態調査等を行うなど、指針の適時適切な見直しに向けて、精力的に取り組むこと。

2. ADR和解事例の指針への反映

原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続の状況として、申立件数のうち7割以上が全部和解に至っており、多くの被害者に共通する損害については、その和解事例を踏まえた損害の類型化による「指針」への柔軟な反映に向けて、審査会による審議が行われるべきである。審査会及び文部科学省、紛争解決センターの連携を密にし、審議を進めるとともに、東京電力ホールディングス(株)が迅速かつ円滑に応じる道筋となるよう、指針に確実に反映すること。

3. 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者及び農林業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対する確実かつ迅速な賠償の実施について審議し、指針に明示すること。

4. 地方公共団体の財物に係る賠償

平成29年9月に開催された審査会において、「地方公共団体の不動産に係る賠償について」により、公共施設等に係る賠償の一定の考え方が示されたが、町においては、全町避難の長期化に伴う管理不能による公共施設の荒廃等が進んでおり、特に特定復興再生拠点区域内の公共施設は取壊しや修繕、再取得が見込まれることから、中間指針第四次追補で示している「住居確保に係る損害」の基準等を公共施設にも当てはめるよう、審査会として改めて審議し、指針を見直すこと。

5. 消滅時効について

平成25年12月に「時効延長法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に対する民法上の損害賠償請求権の時効が3年から10年に延長されているところだが、未だ賠償請求権を行使していない被害者が多数いることから、将来にわたり、消滅時効を援用しないよう具体的かつ明確に「指針」に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう、国及び東京電力ホールディングス(株)に強く申し入れること。

原子力損害賠償紛争審査会

会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

平成30年7月25日

大熊町長 渡辺 利綱



東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、既に約7年4カ月が経過しました。

大熊町では、平成29年11月に国より「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、当該区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進め、平成34年春を目処に帰還困難区域の一部解除、帰還開始を目指しております。

また、来年度には、避難指示解除準備区域である中屋敷地区、居住制限区域である大川原地区の避難指示の解除を目標に、準備宿泊の実施や、大川原地区に役場新庁舎をはじめ、町営住宅、交流施設等の設計、建設など、住民の帰還の足がかりとなるよう復興拠点の整備を進めております。

復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、避難を余儀なくされた全町民は、避難生活の長期化に伴い、将来への展望が描けないことによる不安を抱え続けております。

このようなことから、町民が今後も安心した生活を送れるよう、以下の3点について要望いたします。

記

1. 避難指示が継続されている状況を踏まえた賠償について

- 帰還困難区域が町域の大部分を占めることにより、今後も多くの町民は避難生活が続くことが見込まれ、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

避難生活が続く間、また、帰還若しくは移住をしても、損害が発生している場合は、その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

- 商工業者、及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害についても、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況を踏まえた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

2. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例について

- 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例については、個別の成果ではあっても、共通する被害者・被害自治体には等しく賠償が実施されるよう指針に示すこと。

3. 地方公共団体の財物賠償について

- 地方公共団体が所有する財物については、平成29年9月に審査会より「地方公共団体における不動産の賠償について」が示され、平成30年1月に東京電力ホールディングス(株)より「公共財物の賠償に関する基本的な考え方」が示されたが、当町における公共施設の多くは帰還困難区域内にあり、避難の長期化に伴い、今後、再整備を想定している。

そのため、避難指示区域内の公共施設においても、帰還に伴う整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示された住居確保損害の指針Ⅲ)を準用し、確実な賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

(本件事務取扱)

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課 課長 永井

電話:0242-26-3844

住所:(会津若松出張所)福島県会津若松市追手町2-41

(本庁舎)福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634

原子力損害賠償紛争審査会長
鎌 田 薫 殿

要 望 書

平成30年7月25日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

本村では平成28年6月12日に一部地域を除き避難指示が解除されたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から7年目を迎える中、今もなお、大部分の村民は住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で避難生活を強いられ、心身ともに疲労している現状にある。

このような中、村は「第1次葛尾村復興計画」及び「かつらお再生戦略プラン」を策定し、復旧復興に取り組んできたが、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害からの復興は、様々な諸課題が山積しており、村の真の復興に至るまでは、長く険しい道のりである。

ついでには、村民の生活を守ると共に、村の復興・再生を加速化するため、被災市町村の実態に寄り添った賠償の実施について総力を挙げて対応していただくよう、次の事項について要望する。

1. 財物賠償について

財物賠償については、事故後6年の避難指示継続をもって全損扱いとされているが、原子力発電所事故により排出された放射能の影響を完全に排除できない現状において、避難指示が解除されたとはいえ引き続き避難を余儀なくされている現実を鑑みれば、不動産の価値が完全に喪失していることは明らかである。

したがって、避難指示解除の時期にかかわらず全損扱いとすること。

2. 商工業損害賠償について

平成27年3月以降の営業損害賠償については、年間逸失利益の2倍が支払われ、その後については個別事情により対応されることとなっている。

しかし、村民及び近隣自治体住民の帰還が進まなければ、商売が成り立たないことは明白である。

特に、帰村意向を示す事業者の村内での事業継続は、当該事業者のみの問題ではなく、本村にとって住民の帰村を促す重要な事項であることから、当分の間営業損害賠償を継続すること。

3. 農林業損害賠償について

農林業に係る営業損害の賠償については、長期間の不耕作による農地の荒廃、除染廃棄物の仮置き場の長期化など将来の経営が懸念される現状を踏まえ、農林業者が事業の再開及び生活設計が出来るような賠償を行うこと。

また、農林業の賠償について、継続検討することとなった事項について、農林業者や関係団体の意見

を十分に踏まえた上で、早期に確定させること。

米や農作物の出荷制限解除後に懸念される風評被害について、十分かつ確実な賠償が継続されるようにすること。

4. 公共賠償について

- (1) 賠償請求資料については、出来る限り簡素化を図ること。特に23年度分については、緊急時での支払いが多々あるので、支払伝票をもって請求資料とする取り扱いにすること。

併せて避難期間（平成24年度から平成27年度）の賠償請求資料も同様の取り扱いとすること。

- (2) 公共財物賠償に係る、請求手続きを速やかに進めること。

5. その他

福島県原子力損害賠償対策協議会が行っている緊急要望書について確実に対応すること。

継続
所事
でき
いえ
ば、
か
で
ず全

は、
ては

まな

継続
って
当分

期間
き場
え、
うな
こと
意見